

# 戦後の人権確立への取り組み



日本ではどんなふうに「人権確立」へ取り組んできたんじやろう。

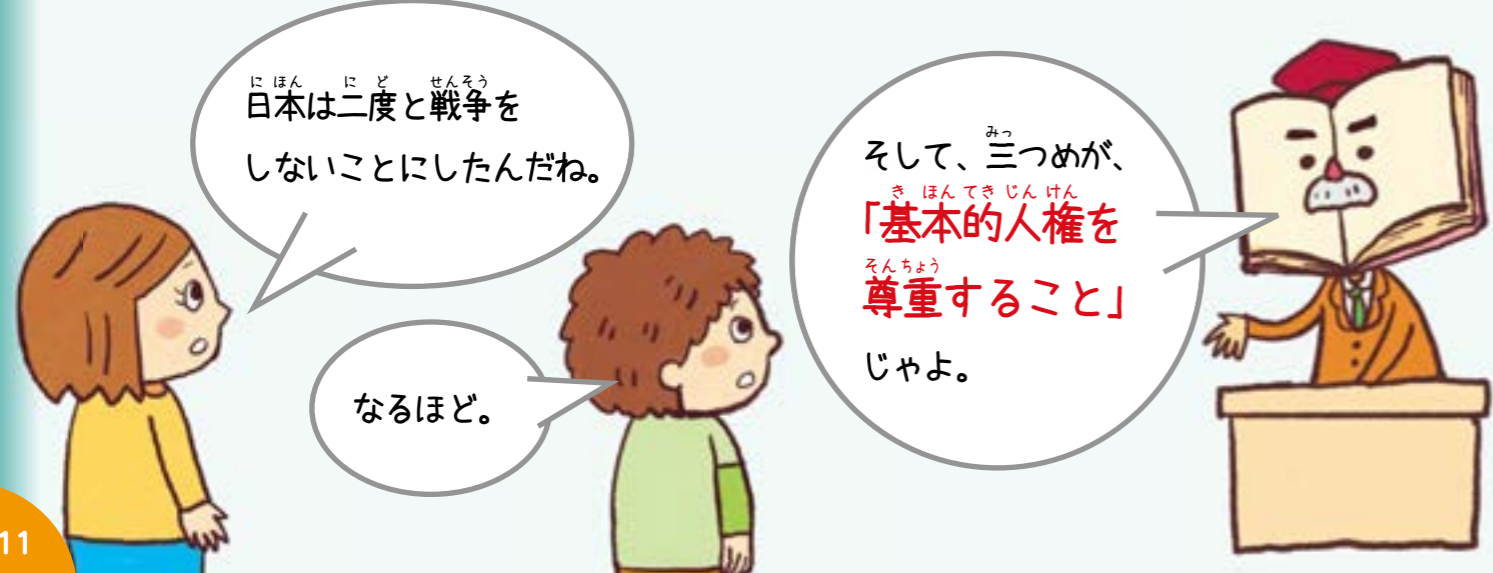
## 日本国憲法の成立

1945（昭和20）年8月15日に日本が無条件降伏すると、アメリカ軍を中心とする連合国軍が日本を占領し、政府に民主主義を推し進める政策を実行するよう指示します。

その一環として、新しい憲法「日本国憲法」が制定され、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という3つの重要な原則が示されました。

**1 国民主権** 主権が国民にあること。戦前の憲法「大日本帝国憲法」で主権者とされていた天皇は「国の象徴」とされました。

**2 平和主義** 国際平和をめざし、国際紛争を解決するために武力を用いることを否定し、陸・海・空軍などの戦力を持つことを放棄しました。



## ③ 基本的人権の尊重とは？

「基本的人権」は、人間が人間らしく生活するために、だれもが生まれたときから持っている権利です。

いろいろな権利の中でも特に大切なものであり、日本国憲法でも「**侵すことのできない永久の権利**」（第11条）として保障されています。

基本的人権には、**平等権**（性別、人種、家柄などで差別されない権利）・**自由権**（自由に生きる権利）・**社会権**（豊かに生きる権利）・**参政権**（政治に参加する権利）などの権利があります。また、社会の進展に合わせて、「知る権利」や「環境権」「プライバシー権」などの新しい人権の考え方も生まれています。基本的人権とは、たとえば…



思ったことを自由に表現する



教育を受ける



自分が選んだ仕事をする



自分が選んだ宗教を信じる



行きたい場所に行く



ほしいものを買う



自分が選んだ人と結婚する

